

地方公務員賃金決定

問題点は？

地本通信第 10 号において、「民間賃金と国家公務員賃金との差によって、8 月に人事院は国家公務員の賃金のプラス改定かマイナス改定か据え置きかの勧告を出します。」「その比較結果により出された人事院勧告を地方自治体が参考にし、多くの自治体が勧告通り給料表を改定しているのが実情です。」と記載しました。これだけ見ると、国家公務員の賃金と地方公務員の賃金と同じ土俵で民間賃金との比較を行っているように見えますが、実際は様相が違ってきます。



この表は民間、国公、地公の賃金比較の概念図になります。一番左端の民間賃金と真ん中の国公賃金の比較では、賃金の月額と諸手当を合わせた額を比較し、均衡を図っています。この諸手当の中には地方自治体では支給されない「本府省業務調整手当」や「広域異動手当」、道内で札幌市のみ支給されている「地域手当」が含まれています。

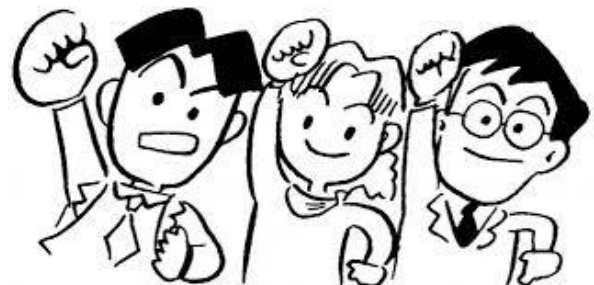
次に国公と右端の地公の比較ではあくまでも月額賃金のみを比較しています。これは人事院勧告での国家公務員の賃金表を地方自治体の賃金に反映させているためです。仮に民間賃金がプラスの場合、国公の月額賃金が改定されると、地公にも反映されますが、「本府省業務調整手当」や「広域異動手当」、「地域手当」に配分されると賃金月額が改定されないため、地公賃金は改

定になりません。じゃあ、地公でもそれらの手当を創設すればいいのではと思うかもしれませんが、「本府省業務調整手当」や「広域異動手当」は地方自治法により地方公務員には支給できないものとなっていますし、「地域手当」については人事院規則により北海道では札幌市のみ支給されるものとなっています。

人事院勧告を遵守するというのは地公賃金決定の「情勢適応の原則」(民間や国、他の地方公共団体との均衡を図らなくてはならない。という考え方。)からすると大事なことではありますが、この比較方法のままでは地方公務員賃金の改善は難しいと言わざるを得ません。

また比較方法のラスパイレース比較についても、国と地方公共団体の人員構成に大きな隔たりがあり、国家公務員においては、学歴が昇格の大きな要素となるが、地方公共団体においては、大きな要素とはなっておらず、現状として多くの地方公共団体で高卒者で上位の級に格付けされている状況から、ラスパイレース指数は上昇してしまうという点も大きな問題です。

組合活動は自分達の賃金にも直結していると言うことをあらためて理解し、取り組みを強化していくことが重要です。



自治労後志地方本部は、第 24 回参議院議員選挙に「えさきたかし」さんを組織内候補として推薦決定しています。

